

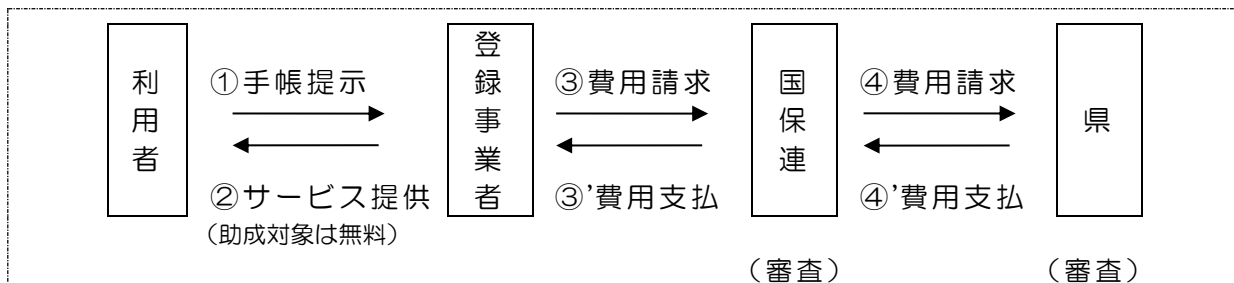
岡山県原爆被爆者介護保険利用助成事業に係る事業者の事前登録について

1 原爆被爆者介護保険利用助成事業について

岡山県では、被爆者が介護保険サービスのうち下記2の対象サービスを利用した場合の自己負担分を助成しています。

下記2の一覧表における福祉系サービスについて、岡山県介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者の登録を受けた事業者は、助成対象となる利用料を被爆者から徴収する代わりに、介護報酬と併せて岡山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に請求することができます。（医療系サービスについては、原子爆弾被爆者一般疾病医療機関に指定された事業者が、現物給付による公費請求が可能になります。）

なお、県内の事業者登録を受けていない事業所や岡山県外の事業所を利用した場合は、利用者の請求に基づき償還払いを行います。



※上記の「利用者」とは、岡山県知事が発行した被爆者健康手帳を所持している人のことです。

2 対象サービスと請求方法

	介護保険法での区分	介護保険一部負担額	食費・居住費	公費請求
福祉系サービス	・訪問介護 ・訪問型サービス	原則としてその属する世帯の生計中心者が所得税非課税の場合負担なし（公費請求） ※利用には訪問介護利用被爆者助成受給者証の事前申請が必要。	—	介護保険利用助成事業（県事業）の請求 ○公費負担者番号 <u>81336018</u> ○請求先 国保連 ○請求できる事業者 岡山県から、「介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者」の登録を受けた事業者 【事前登録必要！】
	・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・老人福祉法の規定による養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所	負担なし（公費請求）	本人負担	
	・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・介護予防通所介護 ・通所型サービス			
	・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護			
	・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護			
	・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）			
	・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護			

	介護保険法での区分	介護保険 一部負担額	食費・ 居住費	公費請求
医療系サービス	・訪問看護 ・介護予防訪問看護	負担なし (公費請求)	-	原爆医療費(一般疾病) の請求 ○公費負担者番号 19336015
	・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション			
	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導			
	・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション			
	・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護		本人 負担	○請求先 国保連 ○請求できる事業者 原子爆弾被爆者一般疾病 医療機関に指定された事 業者
	・介護老人保健施設			
	・介護療養型医療施設			
	・介護医療院			

3 事業者登録の手続きについて

登録を受けようとする事業者は、下記の書類を、所在地を管轄する保健所又は岡山県福祉企画課に提出してください。

- ①介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者登録同意書(別記様式第1号)
- ②介護保険事業所の指定通知書の写し(介護保険事業所番号の記載のあるもの)

4 その他必要となる手続きについて

登録を受けた事業所は、次の場合に手続きが必要となります。

手続きが必要となる場合	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・登録事項に変更があるとき (事業所の名称、代表者(管理者)名、所在地の変更等) ・事業を休止又は再開したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険サービス利用被爆者特定事業者変更届」(別記様式第3号) ・現在お持ちの登録証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・運営主体が変更したとき (有限会社→株式会社への変更、別法人への施設譲渡等) ・介護保険指定事業所番号に変更があるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者辞退届」(別記様式第4号) ・現在お持ちの登録証明書 ・介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者登録同意書(別記様式第1号) ・介護保険事業所指定通知書の写し (※現在の登録を辞退し、新たに登録を受けることとなります。)
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づく事業者の指定の取消を受けたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の様式 ・現在お持ちの登録証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止するとき ・登録を辞退したいとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険サービス利用被爆者助成特定事業者辞退届」(別記様式第4号) ・現在お持ちの登録証明書

5 お問い合わせ先

岡山県子ども・福祉部福祉企画課 援護班 086-226-7320(直通)

保健所名	電話番号	保健所名	電話番号
備前保健所	086-272-3934	備北保健所新見支所	0867-72-6635
備前保健所東備支所	0869-92-5179	真庭保健所	0867-44-2990
備中保健所	086-434-7024	美作保健所	0868-23-0163
備中保健所井笠支所	0865-69-1656	美作保健所勝英支所	0868-73-4054
備北保健所	0866-21-2836		